

# 児童手当制度について

## ～これから児童手当の請求をする方へ～

児童手当は、長野市在住で児童を養育している方が請求を行い、受給資格が認定されると支給になりますので、お子さんが生まれた場合や長野市に転入された場合には、お早めに請求をしてください。

なお、公務員の方は勤務先で請求をしてください。ただし、独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員の方は市から支給となりますので、あらかじめ職場の人事担当部署へ必ず確認してください。**長野市と職場の両方から受給することはできません。**

### 受給資格について

#### 【受給者】

- 児童手当の受給資格者は、児童を監護し、かつ生計を同じくする父母のうち、主たる生計維持者です。  
父母に養育されていない児童については児童を監護し、かつ生計を維持する方が受給資格者となります。

#### 【児童の年齢制限】

- 15歳到達後最初の年度末まで（3月31日まで）

#### 【児童手当の月額】

- 3歳未満：15,000円
- 3歳～小学生：第1子・第2子…10,000円、第3子以降…15,000円
- 中学生：10,000円

※所得制限世帯に属する児童は一律：5,000円

※所得上限限度額以上の世帯につきましては児童手当が受けられません。

#### 【所得制限限度額・所得上限限度額】

令和4年分所得による所得制限限度額及び所得上限限度額は下記のとおり（扶養親族数は令和4年12月31日現在）。

扶養親族数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622.0万円	858.0万円
1人	660.0万円	896.0万円
2人	698.0万円	934.0万円
3人	736.0万円	972.0万円
4人	774.0万円	1010.0万円
5人	812.0万円	1048.0万円

注：児童の父または母のうち令和4年所得の高い者の所得から、法定の社会保険料相当額80,000円を引いて比較してください。  
なお、老人扶養がある場合、老人一人につき所得制限額に60,000円を加算します。  
また、医療費控除・障害者控除等所得から差し引くことのできる控除があります。

### 認定請求の手続きについて

**請求がないと支給されません。原則、請求をした日の翌月分から支給します。ただし、誕生日、転入日が月末等で同月中に請求ができない場合は、誕生日、前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に請求していただければ、誕生日、前住所地での転出予定日の翌月分から支給します。なお、請求が遅れた分は、遡って支給されませんのでご注意ください。**

現在、手当を受給中の方で第2子以降が生まれた場合は、増額請求が必要です（お子さんごとに振込口座を分けることはできません）。※児童手当の法改正により支給要件、金額等が変更になる場合があります。

#### 【持ち物】

1. 請求者名義の口座情報がわかるもの
2. 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(例) マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳 等
3. 請求者の健康保険証

【請求場所】 子育て家庭福祉課（長野市役所第二庁舎2階）または、各支所の窓口

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを長野市に寄付し、児童・子育て支援の事業に活かしてほしいという方には、寄付を行う手続きもありますので、お問い合わせください。

**問い合わせ先** 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 子ども未来部子育て家庭福祉課 給付支援担当 TEL 026-224-5031(直通)